

○外務省告示第六十号

「ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油の上限価格を定める件」(令和四年外務省告示第四百四号)の一部を次のように改正する。

令和五年二月六日

外務大臣 林 芳正

件名を次のように改める。
ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、

我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を
原産地とする原油及び石油製品の上限価格を定める件

(別表) 次のように加える。

2 石油製品のうち高価値品…一バレル当たり百アメリカ合衆国
ドル

3 石油製品のうち低価値品…一バレル当たり四十五アメリカ合
衆国ドル